

気象に関する警報発表時の対応について

家庭保存版

美濃加茂市立古井小学校

令和6年9月1日改定

※気象に関する警報とは、美濃加茂市において発表された特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報をいいます。暴風雪警報、大雪警報については、発表された時点で対応を判断します。

- 『気象に関する警報』が発表された場合は、下の表で対応の仕方を確かめて判断し、的確な行動をとってください。

児童が登校前に気象に関する警報が発表されている場合
(自宅待機とその後の対応)

※始業時刻: 8時10分

解除時刻	対応
午前6時00分までに解除	平常通り登校します。 通常通り、授業を実施します
午前6時00分から <u>午前9時までに解除</u>	解除の2時間後をめどに授業を開始します。 到着時刻に間に合うように、各通学班で決めた時刻(ピンク色の紙に書いて、ランドセルに入っています)に集合し、登校します。
午前9時を過ぎて解除	→ 臨時休業になります

登校してから気象に関する警報が発表された場合

対応
状況により、以下のようにします。 発表されている間は学校待機を原則とします。
下校時に警報が解除されている場合は、下校前に通学路の安全が確認されるまでは下校を見合わせます。安全が確認された場合は、職員の引率や立哨のもとに下校します。
気象状況及び道路の冠水等により下校が危険と判断される場合は学校で待機し、原則として保護者への引き渡しを行います。

- 市内すべての学校を臨時休業とする場合は、教育委員会のホームページ、防災無線、スマート連絡帳等により広報します。
- 古井小学校だけ、東中学校区だけ等一部の学校を臨時休業とする場合は、古井小のホームページ・スマート連絡帳等によりお知らせします。
- 気象に関する警報が発表されていない場合においても、気象状況及び道路の冠水、崩壊、橋の流失、家屋や樹木の倒壊等、登下校が困難であると校長が判断した場合、自宅待機、臨時休業、その他児童の安全確保に必要な措置をとります。

●台風接近時や集中豪雨時の給食について

当地域への台風接近や集中豪雨の際、台風接近予想日の2日前から給食中止の判断がなされることがあります。したがって、当日警報が発表されず通常授業が実施される場合や、9時までに警報が解除され授業が実施される場合には、弁当を持参していただきます。

各警報・注意報の発表・解除情報は、テレビ・ラジオ等のニュースでもご確認ください